

## 富士山世界文化遺産登録 10 周年記念式典運営業務委託業者選定要領

### 1 業務の概要

#### (1) 事業内容

令和 5 年 6 月 22 日は富士山が世界文化遺産に登録されて 10 周年となることから、登録から今日までの歩みを振り返るとともに、今後の世界文化遺産としての富士山のあり方を考える機会となる式典を開催し、富士山の顕著な普遍的価値を後世に引き継いでいく気運を醸成することを目的とする。

#### (2) 業務の名称

富士山世界文化遺産登録 10 周年記念式典運営業務委託

#### (3) 契約期間

契約日から令和 5 年 7 月 14 日（金）まで

#### (4) 委託料上限額

8,500,000 円（消費税及び地方消費税を含む。）

### 2 業務の内容

別添「富士山世界文化遺産登録 10 周年記念式典運営業務委託仕様書」のとおり。

ただし、仕様書の内容は企画提案書の内容を基に企画提案額の範囲内で変更することができるものとする。

### 3 実施方法

#### (1) スケジュール（予定）

内 容	日 程
質問受付期間	令和 5 年 3 月 3 日（金）正午まで
質問に対する回答	令和 5 年 3 月 7 日（火）まで
企画提案書提出期限（郵送・持参）	令和 5 年 3 月 13 日（月）正午必着
委託業者選定委員会（プレゼンテーション審査）	令和 5 年 3 月 17 日（金）
選定結果通知	令和 5 年 3 月 20 日（月）まで

#### (2) 質問

質問は、別添「質問用紙」により、Eメール又は FAX にて受け付ける。

ア 受付期間：令和 5 年 2 月 21 日（火）から令和 5 年 3 月 3 日（金）正午まで

イ 送付先：FAX 番号 055-223-1438

Eメール fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp

ウ 回答方法：令和 5 年 3 月 7 日（火）までに、回答を Eメール又は FAX で送付するとともに富士山世界文化遺産協議会 HP にて公開する。

#### (3) 企画提案書の作成

別添「富士山世界文化遺産登録 10 周年記念式典運営業務委託に関する企画提案書作成要領」のとおり。

#### (4) 企画提案書の提出

企画提案書は、郵送又は持参により提出すること。ただし、郵送の場合は、書留

など発送・配達の確認できる方法によることとし、持参の場合は平日の午前9時から午後5時までの間（ただし、正午から午後1時までの間は除き、令和5年3月13日(月)は正午までとする。）とすること。

ア 提出期限：令和5年3月13日(月)正午必着

イ 提出先：富士山世界文化遺産協議会事務局

・山梨県事務局（山梨県観光文化部世界遺産富士山課内）

〒400-8501 山梨県甲府市丸の内1丁目6番1号（県庁別館2階）

・静岡県事務局（静岡県スポーツ・文化観光部富士山世界遺産課内）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9-6（県庁東館12階）

ウ 提出部数：上記提出先に5部ずつ提出（山梨県：5部、静岡県：5部 計10部）

エ 到着確認：受付期間中に企画提案書が到着した場合、受理した旨をEメールにて通知する。

※紙媒体の提出のほか、提出書類をPDFファイル形式で下記アドレスへ送付すること。

Eメール fujisan-hz@pref.yamanashi.lg.jp

sekai@pref.shizuoka.lg.jp

※受付期間中に全ての書類の提出がない場合、失格となる場合があるので注意すること。

※企画提案は、1者1提案とする。

※企画提案提出後の修正は認められない。

#### (5) 委託業者選定委員会

各委員は、提出された企画提案書とともに、プレゼンテーションにより審査し、最も高得点であった者を採択する。

#### (6) 企画提案に要する費用

企画提案に要する全ての費用は、参加者の負担とする。

## 4 選定

### (1) 選定方法

提出された企画提案書に基づき、富士山世界文化遺産協議会事務局である静岡県及び山梨県職員で構成する「富士山世界文化遺産登録10周年記念式典運營業務委託業者選定委員会」が、随意契約の相手方となる候補者を選定する。

なお、この選定は、委託業務の実施に際して、企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではなく、選定後、候補者と富士山世界文化遺産協議会は、企画提案の内容を基にして、業務の履行に必要な具体の履行条件などの交渉を行い、これが整った場合に、令和5年度において随意契約の手続きを行うものとする。

### (2) 選定基準

別添「富士山世界文化遺産登録10周年記念式典運營業務委託業者選定基準」のとおり。

### (3) プレゼンテーション審査日時（※詳細な時間及び会場はメールにて連絡する）

令和5年3月17日(金)午後

会場は静岡県静岡市（静岡県庁周辺）を想定

### (4) 選定結果の伝達方法

選定結果は、令和5年3月20日(月)までに、辞退者を除く全ての提案者にEメールで通知する。

## 5 その他

### (1) 提出された書類の取扱い

提出された書類は、返却しない。また、必要に応じて複写することがある(富士山世界文化遺産協議会の事務局である静岡・山梨県庁内及び選定委員会の使用に限る)。

### (2) 辞退

企画提案書の提出以降に、本企画提案への参加を辞退する場合は、令和5年3月13日(月)正午までに、別添「辞退届」を提出すること。

なお、辞退することによって、今後、富士山世界文化遺産協議会、静岡県及び山梨県との関係が不利に扱われることはない。

※ 辞退に伴う企画提案当日のスケジュール変更については、変更のあった者のみにメールで通知する。

### (3) 失格

次の各号のいずれかに該当する場合、失格になる場合がある。

ア 提出書類に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合

イ 審査委員、富士山世界文化遺産協議会の事務局である静岡・山梨県職員又は本企画提案関係者に対して、本企画提案に関わる不正な接触の事実が認められる場合

ウ その他、富士山世界文化遺産協議会、静岡県及び山梨県と委託契約を締結する上で、不適正な事実が認められた場合